

第21回JAPICオンライン講演会

GXから見た経済と社会の方向性 (環境政策というソリューション)

2025年 5 月20日（火曜日） 13:00～14:15（予定）

環境省顧問 和田篤也

環境政策の変遷（１）

環境庁発足以前

○原因も範囲も限定的な環境問題から始まり、急拡大
→高度経済成長と「公害問題」
→大規模国土開発と「自然破壊問題」

- 「**鉱害**」から「**公害**」へ、市民社会における**関心急拡大**。
- 戦後の**高度経済成長**に起因する**公害問題**（大気汚染、水質汚濁等）は、社会問題となり国に先駆けて、**地方自治体が最前線**で対応。
- 国土利用の不均衡是正と称した**大規模産業開発、大規模社会インフラ**の急増による**自然環境破壊**。

環境問題が市民社会の機運へ！

環境政策の変遷（２）

環境庁前半

（1970～1980年代）

○公害問題の性質の変化、市民社会の関心縮小

○公害対策強化の難しさを痛感

○環境庁の強みを源泉とする自然保護行政

- 「産業公害」から「生活環境公害」へ、市民社会自身に起因する公害問題への変遷。
- 工場排水に加え生活雑排水による水質汚濁（特に閉鎖性水域）、自動車公害に起因する大気汚染、騒音。（基準値行政での対応の限界の露呈）。
- 国立公園を核とする自然保護法制、現場事務所と一体となった多様なノウハウ蓄積（リアリティを知悉）。

市民社会における環境問題への危機感と共感の縮小へ！

環境政策の変遷（３）

環境庁から環境省へ (1990～2000年代)

- 「地球サミット(1992年)」後の国際潮流への対応
- 規制行政からの拡大としての「環境アセス」
- 廃棄物行政から「3 R」行政へ

- 地球サミット後、特に地球温暖化問題が国際的に注目、環境省の活性化、地方自治体との関係希薄化（公害行政の縮小）。
- 大規模開発による環境問題への対応策としての環境アセス制度創設。制度下において、公害分野の進化が不十分な一方で、生物多様性分野はコンセプト拡充、新たな評価方法で大きく進化。
- 衛生行政としての廃棄物対策から、環境行政としての廃棄物・リサイクル対策へ。温暖化対策と並ぶ3 R政策に発展。

環境政策の変革期(地球環境、生物多様性、3Rの台頭)

環境政策の変遷（４）

この約10年の激変 (2010~2020年代)

- 気候変動問題という環境問題の進化形
- 多様な政策分野と密接な環境政策へ、そして世界も
- 更なるソリューションとしてのNPとCE

- その原因が、様々な経済的・社会的事象に起因する気候変動問題が国際的にハイライト。産業界も市民社会も原因者に。
- 「気候変動対策」が多様な喫緊課題（経済、地域、防災、外交、金融、技術革新、暮らし）への「ソリューション」に。
- 今や国際ルールの世界も、厳格な目標とルールからソリューションとアクションへ。
- NP（ネイチャーポジティブ）、CE（サーキュラーエコノミー）による多様なソリューション発掘と共感によるアクション誘発へ

環境政策が経済振興、地方創生、暮らし充実のソリューションへ！

令和7年度 環境省重点施策 概要

基本的方向

「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けて、 環境・経済・社会課題の同時解決に取り組む

- 第六次**環境基本計画**（本年5月閣議決定）に沿って、炭素中立、循環経済、自然再興等の個別分野の政策を横断的に実施する6つの**重点戦略**（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）を基に重点施策を構成。「**新たな成長**」につなげる施策を統合的に推進する。
- **東日本大震災・原発事故**からの復興・創生、**能登半島地震**からの創造的復興等に取り組みつつ、今後の大規模災害への備えに万全を期す。
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（本年8月閣議決定）に基づき、**循環経済への移行を国家戦略**と位置付けて取り組む。



「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けて、環境・経済・社会課題の同時解決に取り組む

- 第六次**環境基本計画**（本年5月閣議決定）に沿って、炭素中立、循環経済、自然再興等の個別分野の政策を横断的に実施する6つの**重点戦略**（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）を基に重点施策を構成。「**新たな成長**」につなげる施策を統合的に推進する。
- 東日本大震災・原発事故**からの復興・創生、**能登半島地震**からの創造的復興等に取り組みつつ、今後の大規模災害への備えに万全を期す。
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（本年8月閣議決定）に基づき、**循環経済への移行を国家戦略**と位置付けて取り組む。

重点施策（2つのコアミッション）

（単位：億円）

令和7年度予算(案) 一般会計:1,467億円/ エネ特会:1,969億円 (うちGX推進対策費:419億円)/ 復興特会:2,509億円/ **合計:5,946億円** <令和6年度補正予算額: 4,640億円>

1. 時代の要請への対応（持続可能な成長の推進）

2. 不変の原点の追求

1-1 グリーンな経済システムの構築

- ▶ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援 【GX】 50(新規)
- ▶民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 【エネ特】 35(新規)<70>
- ▶Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業 【GX】 20(新規)
- ▶地域における再エネ等由来水素利活用促進事業 【エネ特】 38(新規)
- ▶環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業 【エネ特】 9(7)
- ▶カーボンプライシング調査事業 【エネ特】 7の内数(8の内数)
- ▶再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進 2(新規)<2>
- ▶先進的な資源循環投資促進事業 【GX】 150(50)
- ▶脱炭素型資源循環設備導入・実証 【エネ特】 83(84)<17>
- ▶自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業 <10>
- ▶バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化 【一部エネ特】 14(14)
- ▶「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業 【一部エネ特】 32(38)<5>
- ※制度的対応※
- ▶効果的・効率的な環境影響評価の実施に向けた制度的対応の検討
- ▶使用済太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的対応の検討

1-3 環境・経済・社会の統合の場としての地域づくり

- ▶地域脱炭素推進交付金 【エネ特+GX】 385(425)<365>
- ▶防災拠点や避難施設となる公共施設への再エネ設備等導入支援 【エネ特】 20(20)<20>
- ▶再エネ導入のための地方自治体の計画づくり支援 【エネ特】 7(8)<9>
- ▶株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給 【産業投資及び政府保証の合計額】 600(600)
- ▶グリーンファイナンスの普及・拡大促進 【一部エネ特】 8(4)

1-2 国土のストックとしての価値の向上

- ▶OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化 6(3)
- ▶地域の生態系に関する情報基盤の整備・発信 5(5)<1>
- ▶自然公園等事業費等 82(82)<48>
- ▶国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上 18(23)<5>
- ▶住宅のZEH・省CO2化促進 【エネ特】 85(110)<9>
- ▶脱炭素志向型住宅の導入支援事業 【GX】 <500>
- ▶断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業 【GX】 <1,350>
- ▶建築物等のZEB化・省CO2化普及加速 【エネ特】 38(47)<48>
- ▶業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 【GX】 12(新規)<112>
- ▶運輸部門の脱炭素化に向けた先進的なシステム社会実装促進事業 【エネ特】 14(12)
- ▶商用車等の電動化促進事業 【GX】 <400>
- ▶ゼロエミッション船等の建造促進事業 【GX】 102(94)

1-4 科学技術・イノベーションの開発・実証・社会実装

- ▶環境研究総合推進費による研究開発・実証と社会実装の推進 56(54)
- ▶地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業 【エネ特】 50(50)
- ▶イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援 1(1)<1>

1-5 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進

- ▶海洋プラスチックごみ総合対策費 7(7)<35>
- ▶二国間クレジット制度（JCM）の推進 【一部エネ特】 143(143)<2>
- ▶アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進（TICAD9）、我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進 6の内数(6の内数)<10>

2-1 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らし

- ▶水俣病に関する医療・福祉、地域づくり・情報発信、総合的な研究等の推進 6(7)<11>
- ▶子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の効率的・効果的な推進 55(56)<6>
- ▶PFAS総合対策の推進 2(2)<9>
- ▶熱中症対策の推進 4(4)
- ▶二ホンジカ・イノシシ・クマ類の対策支援 2(2)<25>
- ▶地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等 6(6)<4>
- ▶一般廃棄物処理施設の整備 【一部エネ特】 526(495)<1,006>
- ▶浄化槽の整備 【一部エネ特】 104(104)<5>
- ▶環境対策が不十分なヤード対応等の推進 2(2)<1>
- ▶食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等 9(8)<2>
- ▶動物の愛護及び管理事業 4(4)
- ※制度的対応※
- ▶クマ類等の銃猟の適正化に向けた制度的対応の検討

2-2 東日本大震災・能登半島地震からの復興等

- ▶東日本大震災からの復興・創生（特定帰還居住区域等における除染等、中間貯蔵施設事業、汚染廃棄物処理等）【復興特】 2,509(2,468)
- ▶「脱炭素×復興まちづくり」の推進 【エネ特】 5(5)
- ▶能登半島地震、豪雨等における家屋解体・災害廃棄物の処理等支援 <394>
- ▶能登半島国立公園等施設災害復旧、能登半島の自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進 <6>
- ▶大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討 3(3)<10>

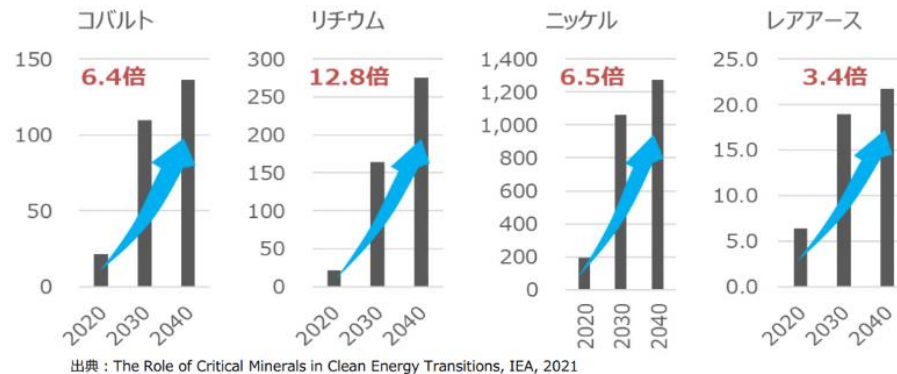
▶観光庁計上の国際観光旅客税予算（環境省分） 59(51)

※（）内の金額は令和6年度当初予算額、<>内の金額は令和6年度補正予算額
 ※【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計における予算
 ※【GX】と表記のある予算事項は、GX経済移行債を活用したGX推進対策費
 ※【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計における予算

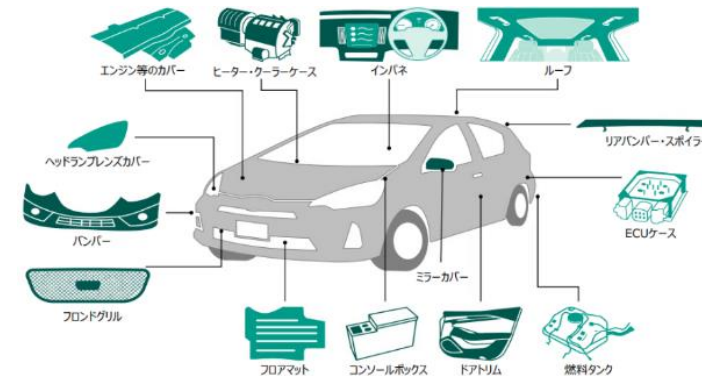
循環経済（サーキュラーエコノミー）

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- **循環経済への移行**は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、**新たな成長の扉を開く鍵**。
- 物質生産による温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量15%(1995年)→23%(2015年)と増加しており(UNEP, 2021)、**循環経済アプローチによる脱炭素化**が重要
- 脱炭素化を進める上で**レアメタルの需要は、今後大きく増加**することが予想されており、国内のリサイクル処理能力を高めることは、**経済安全保障上も重要**
- 欧州では、自動車の再生プラスチック最低含有率25%(うち1/4は廃自動車由来)を義務化する規則案が提案されており、製造業と廃棄物・リサイクル業の連携による**再生プラスチックの質・量の確保**が急務



クリーンエネルギー技術用途におけるレアメタルの需要予想
(出典：経済産業省製造産業局「鉱物政策を巡る状況について」)



自動車に使用されるプラスチック部品イメージ
(出典：環境省資料)

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 環境制約、資源制約の高まりの中、EUのみならず、世界レベルで循環経済への移行が加速化。再生材への需要が増加し、素材・製品産業の競争力は、「品質＋価格＋再生材」にシフト。
- 日本の廃棄物処理・リサイクル業は小規模分散。製造業との間で再生材の質・量ともに需給ギャップにより、リサイクル原料が焼却・埋立、海外輸出されている。
- 我が国として、循環経済への移行に国家戦略として取り組むことが急務
- UNEP国際資源パネルは、世界の天然資源の採取と加工が、温室効果ガス排出量の要因の55%以上、生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上を占めていると指摘。
※循環経済（サーキュラーエコノミー）は脱炭素社会の実現及び自然資本の持続性確保のソリューション。

EU

- 循環経済の取組が加速化し、制度・規制等も次々と導入。
- 重要鉱物のサプライチェーン強靱化が活性化、EU域内での資源循環を強化。

バリューチェーン別の規制

廃自動車（ELV）改正規則案（2023年発表）
➢再生プラ25%使用義務化案等

バッテリー規則（2023年施行）

➢廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等

エコデザイン規則（2024年施行）

➢各製品の設計ガイドスによる循環性製品の明確化
➢デジタル製品パスポートを通じたトレーサビリティの確保
➢売れ残った繊維製品・履物の廃棄を禁止

輸出入規制

廃棄物輸送規則改正（2024年施行）により、EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化。

情報開示義務化

企業持続性報告指令（CSRD）により資源循環の情報開示義務化（2024年施行）。EU域外の企業への対象拡大を予定。

ASEAN諸国

- 東南アジアでは、電気電子機器廃棄物（E-waste）の回収・処理等に関する法令整備が不十分であり、インフォーマルセクター等による不適正な処理やリサイクルによる環境汚染が深刻な問題。
- ASEANでは近年E-wasteの発生量が急増し、2016年時点で発生推計量が日本国内の発生量を超えた。今後増加が予想される。

日本

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約38兆円）

焼却処理等

食品ロス：

焼却 約472万トン

衣類：

焼却・埋立 45万トン
※排出される衣類の95%

プラスチック：

焼却 約510万トン
（廃プラの約7割）

海外輸出

金属：

鉄スクラップ 685万トン

銅スクラップ 39万トン

アルミスクラップ 47万トン

プラスチック

約125万トン（再生プラの約75%）

廃食油：

約12万トン（回収量の約3割）

（注）数字は年間の値

廃棄物を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる
経済社会システムへの転換が必要

グローバル企業

- 世界的な企業でもブランド価値向上の観点から再生材を利用する動きが加速。
- 自社製品の回収を進めることで、自社サプライチェーン内での再生材の資源循環を強化。

アップル

再生材・再生利用可能材料のみを利用した製品製造を目指す。製品の9割を占める14品目の再生利用を推進。既にMacBookやAppleWatchの特定ラインは再生アルミ100%。

Microsoft

2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能にすることを目指す。

ルノー・グループ（自動車）

車両の70%以上にプラスチック廃材などを材料としたリサイクル素材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表。

パタゴニア（アパレル）

2025年までに再生材、再生可能な原料のみを使用。

資源ナショナリズムの動き

- 化石資源と同様、鉱物資源もレアメタル・ベースメタルの別なく地域的に偏在。特定の国への依存度が高いため、特定の国の供給ショックが全世界の需給に大きく影響する構造。
- こうした構造を逆手にとって、資源保有国では資源ナショナリズム的な動きが活発化。

中国

2015年からレアアースに対する輸出許可制を導入。

インドネシア

2020年にニッケル鉱石の輸出禁止措置を導入。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ

- 昨年末、石破総理出席の下、**循環経済に関する関係閣僚会議**において取りまとめ。

“環境制約や資源制約が高まる中、多くの資源を輸入に依存する我が国にとって、金属やプラスチックなどの廃棄物を循環資源として、最大限活用しながら付加価値を生み出し、新たな成長につなげる、循環経済への移行は極めて重要な取組であります。”

地域の循環資源を生かした 豊かな暮らしと地域の実現

- ・ 地域の再生可能資源の徹底活用
- ・ 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用
- ・ 資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備
- ・ 循環経済型ビジネスの拡大

国内外一体の 高度な資源循環ネットワークの構築

- ・ 資源循環を促進する制度的対応
- ・ 製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大
- ・ 高度な再資源化技術・設備に対する投資促進
- ・ 我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- ・ 資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導 等

- **全国各地で発生する廃棄物**を循環資源として活用し、さらに、**海外で発生する循環資源**も取り込むことで、**新たな成長**を生み出す。
- 循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、**資源循環型の新しいものづくり・輸出大国**の確立に貢献する

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた具体的な取組

- 補助事業による**先進的な資源循環設備の導入促進**や**再資源化事業等高度化法**に基づく認定制度、**使用済太陽光パネルのリサイクル**等を通じて、循環経済への移行と脱炭素化を共に進め、我が国産業のGX実現を目指す。

補助事業による先進的な資源循環設備の導入促進

- CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に大きく貢献する資源循環設備（Ex. プラ・e-scrap等金属高度選別設備）
- **希少金属の確保に資する革新的GX製品向け高品質再生品供給事業**
（Ex. リチウム蓄電池からの再生材製造設備）



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

再資源化事業等高度化法に基づく認定制度

- 再資源化事業等の高度化に係る事業について、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、国が一括して認定を行い、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の特例制度を創設。

※認定の類型（イメージ）

①事業形態の高度化

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

②分離・回収技術の高度化

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

③再資源化工程の高度化

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進

使用済太陽光パネルのリサイクル

- 使用済太陽光パネルの義務的リサイクル制度の活用を含め、引取り及び引渡しが確実に実施されるための新たな制度の構築に向けて検討を進める。

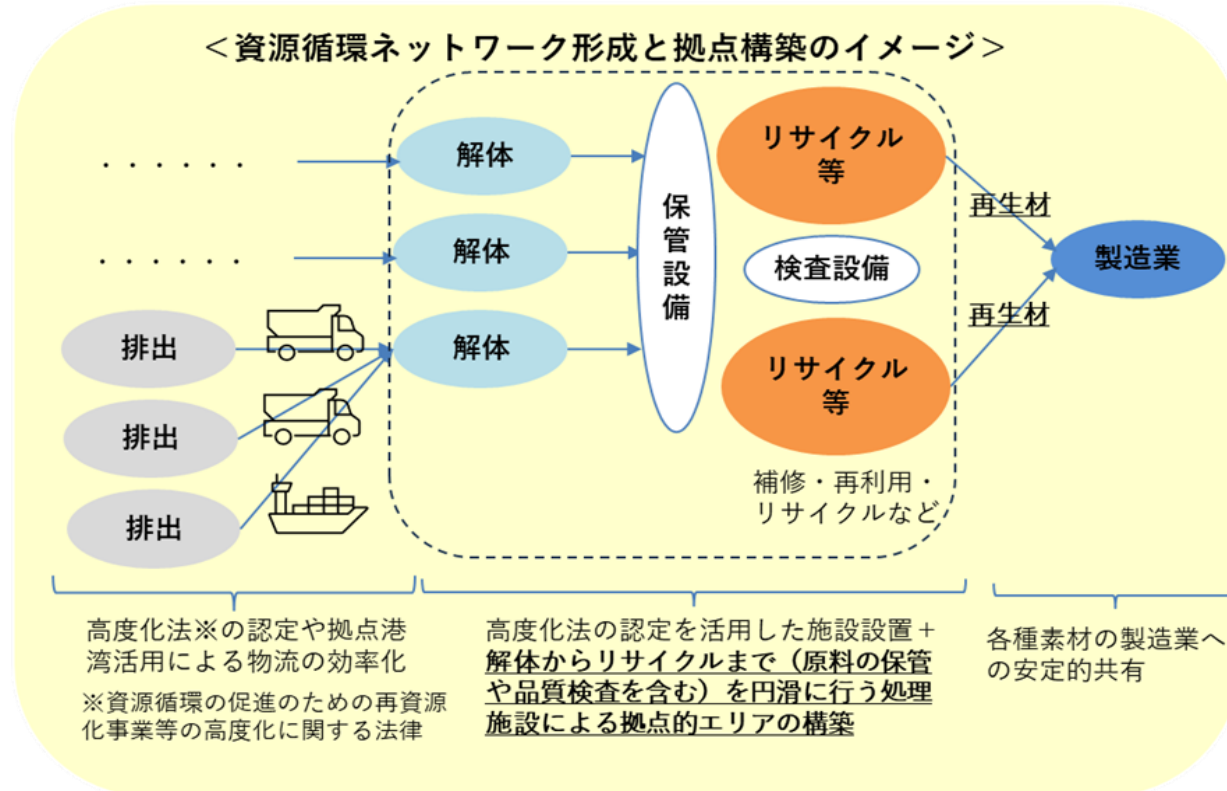


太陽光パネルのリサイクル設備

循環経済への移行と脱炭素化を共に進め、
地方創生・産業競争力・経済安全保障にも貢献

資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築

- 我が国における循環経済移行に向けた課題を解決するためには、**動静脈間を太い物流ネットワークでつなぐ**ことが重要。そのため、**拠点となりうる高度なリサイクル施設等**への集中的な投資や制度的措置を講じつつ、資源循環の担い手となる**主体をネットワークでつなぎ、質・量両面から、製造業への再生材供給体制の整備**を図る。
- 本年春から、**12の 카테고리**について、資源循環ネットワーク・拠点構築に向けた**課題やニーズの洗い出し・課題解決策検討のケーススタディ**を行う。



調査対象の12カテゴリーの例

- ・金属スクラップ（鉄・銅・アルミ・レアメタル）
- ・電子スクラップ（e-scrap）
- ・リチウムイオン蓄電池
- ・使用済自動車（プラスチック）
- ・再エネ関連製品（風力、太陽光）
- ・廃食油（S A F等） 等

※現状は、旺盛な海外需要により、これら資源の海外輸出も多く、国内のエコシステム形成による国内市場構築が急務。

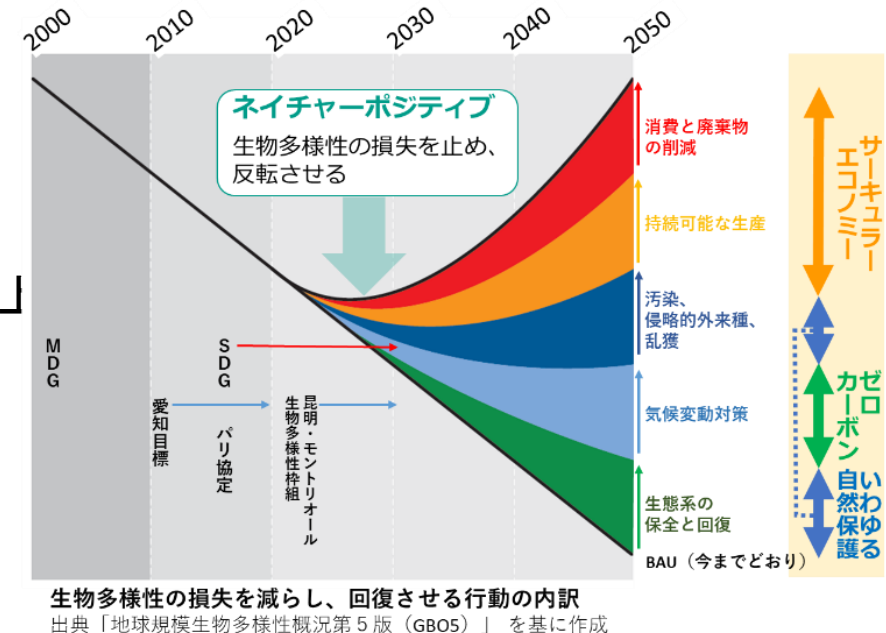
資源循環の地域の取組の例

廃棄物の資源活用 ＜ハリタ金属株式会社＞	自治体と企業の連携による プラ回収・再商品化＜鳥取県琴浦町＞	廃棄物発電、熱・CO2活用 ＜佐賀県佐賀市＞	未利用もみ殻の利活用 ＜秋田県大潟村＞
● 新幹線から新幹線へのアルミ水平リサイクル実現 ● 太陽光発電パネルをリサイクルする技術を開発  東海道新幹線 新形式車両 N700S  荷棚及び荷棚 下パネルに採用 出典：ハリタ金属株式会社	● 自治体と地元の廃棄物処理・リサイクル業者が連携による新規プロジェクト（市民・自治体がプラスチック資源を分別回収し、地元企業が再商品化）を来年度スタート予定 	● 佐賀市清掃工場では、廃棄物エネルギーから電気、熱（温水）を回収するとともに、排ガスからCO2を分離回収し、微細藻類の培養や農作物の栽培に活用  熱及びCO2の複合供給事業イメージ	● 稲作地域特有の課題である未利用もみ殻をバイオマス熱供給事業に活用し、もみ殻の処理経費負担や周囲への飛散等の課題を解決  
畜産ふん尿を活用した発電事業 ＜北海道上士幌町＞	竹の有効利用による資源循環 ＜エシカルパンプ株式会社(山口県)＞	廃棄物由来エネルギー利活用 ＜株式会社富山環境整備＞	徹底的な分別による資源循環 ＜鹿児島県大崎町＞
● 畜産ふん尿の処理過程で発生するメタンガスを利用したバイオガス発電等の電力を売却 ● 町内の家庭・業務ビル等に供給  バイオガスプラント	● 環境保全を目的に計画伐採した竹を、製造工程の排水・廃熱なども利用しながら製品を製造。 ● 工場では、地域の高齢者、若者引きこもり、主婦等の雇用創出を行い、地域人材の活躍を支援。 	● 廃棄物焼却施設で発生した電気や熱エネルギーを農業ハウスの照明や空調に利用 ● 廃棄物をエネルギーに変え農業に活用する、循環型農業モデルを構築し、企業と農家の利益に貢献  出典：株式会社富山環境整備	● 埋立処分場の逼迫を背景に、住民・企業・行政が一丸となって、ごみの分別（紙おむつを含む28品目）とリサイクルを促進し、リサイクル率84.0%を達成（令和4年度） ● 資源ごみの売却益（約725万円）を町のごみ処理事業費に充当 

自然再興（ネイチャーポジティブ）

ネイチャーポジティブの実現と30by30目標

- 30by30目標とは
2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標
- 「生物多様性国家戦略2023-2030」(令和5年3月閣議決定)に、**2030年までのネイチャーポジティブ**(自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること)実現に向けた**目標の一つとして30by30目標**を位置付け。
- 日本の現状: 陸域20.8%、海域13.3%
(2024年8月時点)
- 30by30目標の達成に向けた取組
 - ・ 国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上
 - ・ **保護地域以外**で生物多様性保全に資する地域
(**OECM**: Other Effective area-based Conservation Measures) の設定・管理
- ネイチャーポジティブの実現のためには、国の取組を推進することに加え、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要。**
➡「**自然共生サイト**」の認定



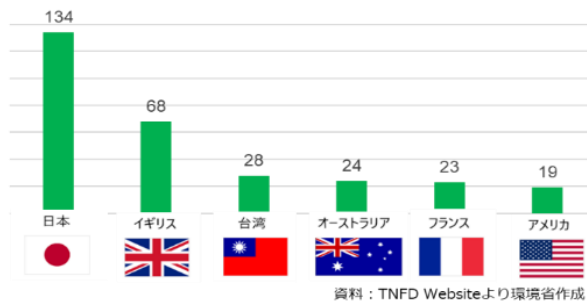
今後のネイチャーポジティブ経済に係る取組

自然資本は経済社会活動の基盤であり、ネイチャーポジティブに取り組む企業は国内外で確実に増加。
企業の具体的なアクションを促進し、他企業や地域との連携も加速化させていく。

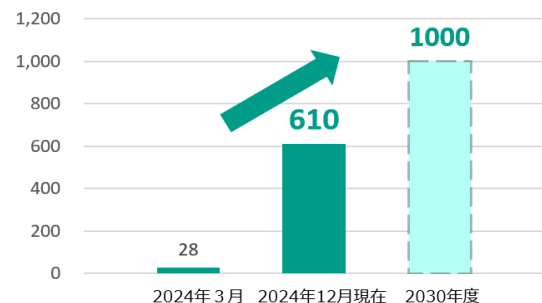
NPに取り組む企業の増加

- TNFD賛同数は世界トップ、取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がある企業の割合は約4割に、ネイチャーポジティブ宣言の宣言・賛同団体数は1年間で約600に増加

TNFDアダプター企業数



ネイチャーポジティブ宣言の宣言・賛同団体数



以下の取組を実施



2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）を通じて、産官学民のステークホルダー間の連携・協力を図り、国際目標等の達成に向けて具体的な取組を促進



R 6.9 第3回J-GBF総会において「生物多様性枠組スマート版」を発表



ネイチャーポジティブロードマップ（仮称）を策定し、特に対策・取組の促進が求められる優先対象分野を特定し、分野ごとのマテリアリティマップを策定する予定（自然との関係のリスク・機会の特定）



ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム（仮称）を立ち上げて、互助・協業等を促進



生物多様性に関する測定・評価手法の開発、国際標準化

自然共生サイトに関する取組

- 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市の緑地、沿岸域等）を「**自然共生サイト**」として**認定**する仕組みを2023年から開始。認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**は**OECM**として国際データベースに登録。
- これまで**328カ所**を認定。
- 自然共生サイト等の**ネイチャーポジティブ**に向けた民間等の活動をさらに**促進**するため、2024年に**地域生物多様性増進法**が成立し、**本年4月から認定を法定化**。
- あわせて、認定促進等のためのインセンティブとして、**自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度**（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や、環境調査、モニタリング等において活用できる専門家の派遣、人材バンクの整備等を検討。

＜自然共生サイトの例＞

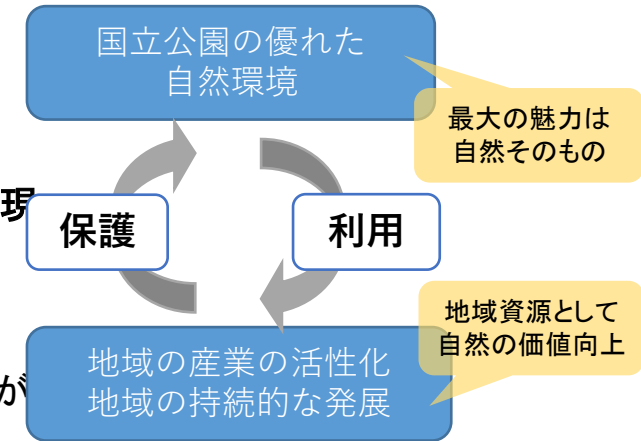


自然共生サイト認定証授与式



国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る

- ◆「明日の日本を支える観光ビジョン(2016年3月)」の柱の一つに国立公園が位置づけられ、2016年より取組開始。
- ◆日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現
- ◆地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。
- ◆2021～全ての国立公園に取組を展開。コロナ禍を経て国内外の利用者が復活。滞在型・高付加価値観光も推進。



地域の体制作り

- ・ステップアッププログラムの策定／満喫プロジェクト地域協議会の運営
- ・利用の取組の法制度への位置付け
- ・インタープリテーション全体計画
- ・利用者負担による保全の仕組作り

受入環境の磨き上げ

- ・景観改善／廃屋撤去／街並み景観改善
- ・多言語解説／Wi-Fi設置／案内機能強化
- ・情報発信施設の再整備／カフェ等導入
- ・滞在体験の魅力向上先端モデル事業

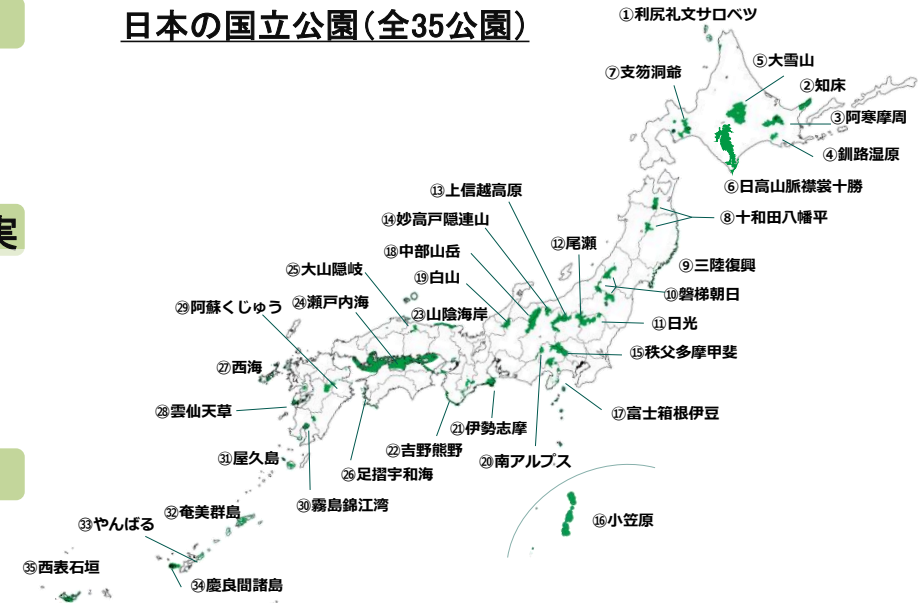
自然体験アクティビティの充実

- ・自然体験コンテンツガイドライン運用
- ・アドベンチャートラベルの推進
- ・人材育成

国内外のマーケティング

- ・国内向け国立公園情報サイト
- ・日本政府観光局サイト内国立公園一括情報サイト
- ・SNS／海外メディア・旅行博
- ・国立公園ブランドプロミス
- ・オフィシャルパートナー等民間企業との連携

日本の国立公園(全35公園)



- 先端モデル事業（十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる）



※利用拠点選定状況

-

20

国立公園における取組事例

地域の体制作り

◆ ステップアッププログラムの策定／満喫プロジェクト地域協議会の運営

利用の行動計画として、公園毎にステップアッププログラムを策定。プログラムに基づき、地域協議会を運営して地域との具体的な取組・連携を促進



【日光】

◆ 利用者負担による保全の仕組作り

(例) カムイワッカ湯ノ滝のぼりを予約制として協力金を収受。運営残金を知床国立公園の自然環境保全に充当する取組開始



【知床】

自然体験アクティビティの充実

◆ アドベンチャートラベルの推進

アドベンチャートラベルの展開に向けた地域資源の洗い出し、連携枠組みの構築、体験の磨き上げ等を実施

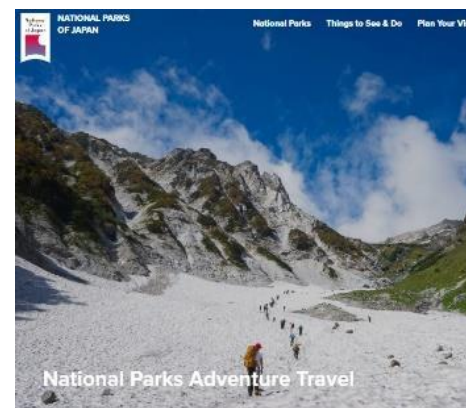


【阿蘇くじゅう】

国内外のマーケティング

◆ 情報発信・認知拡大

(例) JNTOサイト内国立公園一括情報サイト、国内向け国立公園情報サイトにおいて、掲載コンテンツの拡充



受入環境の磨き上げ

◆ 廃屋撤去による景観改善

廃屋を撤去し、カフェや地域特産品の販売を行う商業施設を整備して景観を改善



before



【大山隠岐】

after

◆ 多言語解説

(例) 地域への理解、サンゴ礁の保全への共感を促す展示を多言語で整備



【慶良間】

◆ 案内機能の強化

(例) 安全登山のための気象情報、混雑具合等、多様なニーズに対応した情報を提供する富士山須走口インフォメーションセンターを新設



【富士箱根伊豆】